

令和6年6月1日から 入院時の食費の負担額が変わります。

- ・令和6年6月1日から、入院時の食事代について引き上げられることとなりました。

詳細につきましては下記のとおりです。

【入院時1食あたりの負担額】

区分		令和6年 5月31日まで	令和6年 6月1日から
①	一般の方	460円	490円
②	指定難病患者又は小児慢性特定疾病児童等（③④⑤のいずれにも該当しない方）	260円	280円
③	住民税非課税の世帯に属する方（④⑤を除く）	210円	230円
④	③のうち、90日を超える方	160円	180円
⑤	③のうち、所得が一定基準に満たない方など	100円	110円

※②、③に該当する方は、加入されている医療保険の保険者が発行する減額認定証を、被保険者証等に添えて会計窓口に提出してください。